

○南伊豆地域清掃施設組合監査委員処務規程

南伊豆地域清掃施設組合監査委員訓令第1号

令和5年6月29日

(趣旨)

第1条 この訓令は、南伊豆地域清掃施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第4項の規定により、監査委員の事務を補助させるため書記を置く。

(書記の職務)

第3条 書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

(文書)

第4条 監査委員が発する文書の記号は、「南清施組監」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、南伊豆地域清掃施設組合文書管理規程（令和5年南伊豆地域清掃施設組合訓令第3号）の例による。

(公印)

第5条 公印の種類、寸法、用途及び印影は、別表に定めるところによる。

(公印管守者)

第6条 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。

2 前項の公印管守者は、代表監査委員が指名する。

(公印の調製等)

第7条 公印の調製、改刻又は廃止は、代表監査委員の決裁を受けなければならない。

(公印台帳)

第8条 公印管守者は、公印を登録し、これを整理するため公印台帳（様式第1号）を備えなければならない。

(公印の使用承認)

第9条 公印を使用しようとするときは、押印すべき文書を公印管守者に提示し、承認を得るとともに、件名その他必要な事項を公印使用簿（様式第2号）に記入しなければならない。

2 公印を持ち出して使用するときは、公印管守者の許可を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	寸法	用途	印影
南伊豆地域清掃施設 組合監査委員印	2.1センチメートル 角印	監査委員名をもって 発する文書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>南伊豆地域 清掃施設組合 監査委員</p> </div>

様式第1号（第8条関係）

公印台帳

登録番号		登録年月日	年 月 日	印影
種類				
用途				
寸法				
書体		印材		
公印管守者		告示		
備考				

登録抹消	理由	使用停止日	告示

